

埼玉県選管告示第六十六号

告示

令和七年十二月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

今和十五年二月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長
長峰 宏芳

一一一、七二二人

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三 地方自治法第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選
舉
區

| | |
|---------|----------|
| 南第一区 | 六九、七二人 |
| 南第二区 | 一四七、〇四五人 |
| 草加市 | 二六、五一一人 |
| 川口市 | 四二、五〇五人 |
| 南第三区 | 三五、二四二人 |
| さいたま市西区 | 四六、二八九人 |
| 南第四区 | 二八、九六四人 |
| さいたま市北区 | さいたま市大宮区 |
| 南第五区 | さいたま市見沼区 |
| 南第六区 | さいたま市中央区 |
| 南第七区 | 南第七区 |

| | | | |
|--------|---------------------------|---------|---------|
| 東第一区 | 行田市 | 二二二人 | 二六、八一三人 |
| 北第二区 | 本庄市・神川町・上里町 | 二六、四九二人 | 四六、四一九人 |
| 北第三区 | 深谷市・美里町・寄居町 | 三三、〇二〇人 | 五三、一七二人 |
| 北第四区 | 熊谷市 | 五一、一〇九人 | 三六、五九七人 |
| 北第一区 | 秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村 | 二二、一五四人 | 三一、三五八人 |
| 西第十三区 | 滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町 | 三五、五七四人 | 七七、〇四三人 |
| 西第十二区 | 東松山市・川島町・吉見町 | 一九、六八七人 | 二一、〇五四人 |
| 西第十一区 | 鶴ヶ島市 | 二七、七一四人 | 二一、〇五四人 |
| 西第八区 | 川越市 | 九七、八六七人 | 三三、二三〇人 |
| 西第六区 | 富士見市 | 一六、二三九人 | 二二、〇〇七人 |
| 西第七区 | 日高市 | 三一、四八一人 | 三六、〇〇一人 |
| 西第九区 | 毛呂山町・越生町・鳩山町 | 四二、〇四九人 | 四六、〇〇一人 |
| 西第二区 | 入間市 | 四〇、五二八人 | 三九、九二〇人 |
| 西第三区 | 飯能市 | 三一、一四七人 | 三七、五五二人 |
| 西第四区 | 狭山市 | 四二、〇四九人 | 一九、七三一人 |
| 西第一区 | 所沢市 | 九六、九五六人 | 二三、三八四人 |
| 南第二十一区 | 朝霞市 | 三九、九二〇人 | 三七、五五二人 |
| 南第二十二区 | 和光市 | 三六、九五六人 | 一九、七三一人 |
| 南第十九区 | 蕨市 | 三七、五五二人 | 二二、〇〇七人 |
| 南第二十区 | 戸田市 | 三九、九二〇人 | 三三、二三〇人 |
| 南第十一区 | 蕨市 | 一九、七三一人 | 二一、〇五四人 |
| 南第十二区 | 上尾市・伊奈町 | 二二、〇〇七人 | 五三、一七二人 |
| 南第十三区 | さいたま市岩槻区 | 三六、五九七人 | 三六、五九七人 |
| 南第十四区 | 桶川市 | 二二、〇〇七人 | 三一、三五八人 |
| 南第十五区 | 北本市 | 二二、〇〇七人 | 二六、八一三人 |
| 南第十六区 | 鴻巣市 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 南第十七区 | 志木市 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 南第十八区 | 新座市 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 南第十九区 | 蕨市 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 南第二十区 | 戸田市 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 南第二十一区 | 朝霞市 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 南第二十二区 | 和光市 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 西第一区 | 所沢市 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 西第二区 | 入間市 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 西第三区 | 飯能市 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 西第四区 | 狭山市 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 西第五区 | ふじみ野市・三芳町 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 西第六区 | 富士見市 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 西第七区 | 川越市 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 西第八区 | 日高市 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 西第九区 | 毛呂山町・越生町・鳩山町 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 西第十区 | 坂戸市 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 西第十一区 | 鶴ヶ島市 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 西第十二区 | 東松山市・川島町・吉見町 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 西第十三区 | 滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 北第一区 | 秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 北第二区 | 本庄市・神川町・上里町 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 北第三区 | 深谷市・美里町・寄居町 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |
| 北第四区 | 熊谷市 | 二二、〇〇七人 | 二二、〇〇七人 |

| | | |
|-------|---------|---------|
| 東第二区 | 羽生市 | 一四、八二四人 |
| 東第三区 | 加須市 | 三一、二九二人 |
| 東第四区 | 久喜市 | 四二、四六八人 |
| 東第五区 | 蓮田市 | 一七、四四七人 |
| 東第六区 | 白岡市・宮代町 | 二四、一五九人 |
| 東第七区 | 春日部市 | 六五、〇八〇人 |
| 東第八区 | 越谷市 | 九五、〇一六人 |
| 東第九区 | 八潮市 | 二五、四七七人 |
| 東第十区 | 三郷市 | 三八、四二七人 |
| 東第十一区 | 幸手市・杉戸町 | 二七、六〇八人 |
| 東第十二区 | 吉川市・松伏町 | 二六、三〇一人 |